

第3章 チャータースクールの誕生と発展

第1節 チャータースクールの意義と背景

1 チャータースクールの意義

チャータースクール (charter school) は、州教育機関 (州・地方教育委員会等) との契約に基づき、教師、両親その他の地域グループによって学区から離れ自律的に運営される公立学校であり、前章で述べた「学校選択」「分権」の理念と「民営化」の要素を取り入れた公教育の改革手法である。チャーターとは、学校を開設する「設置管理者」(organizer) と開設の承認権限を持つ「設置許可者」(sponsor) との間で取り交わされる「契約」であると同時に、設置許可者が設置管理者にその権限を付与する「特許」をも意味する。したがって、チャータースクールを直訳すれば「特許契約学校」と言い表すことができる。

チャータースクールが初めて法制化されたのは、1991年6月、学校選択の先進州であるミネソタ州においてであった。チャータースクール立法は急速に他州へ波及し、下記のとおり、92年1州、93年5州、94年4州、95年8州、96年6州及びワシントンDCで成立するに至っている。

成立年次別チャータースクール法保有州

成立年	1991	1992	1993	1994	1995	1996
州名	Minnesota	California	Colorado Georgia Massachusetts New Mexico Wisconsin	Arizona Hawaii Kansas Michigan	Alaska Arkansas Delaware Louisiana New Hampshire Rhode Island Texas Wyoming	Connecticut Florida Illinois New Jersey North Carolina South Carolina (Washington DC)

実際には後述するように、設置管理者と設置許可者の範囲、両者の関係、チャーター取得手続等は州によって大幅に異なり、チャータースクールの性格にも差異があるが、その理念的特徴を折り込んでチャータースクールを定義付ければ、次のように表現することができる。すなわち、「チャータースクールは、従来の公立学校に替わる**選択肢**を提供するため、教師、父母、公私の団体等が設置管理者となり、設置許可権限を持つ州教育機関から交付されるチャーター (契約ないし特許) に基づき法令規則の適用免除を受け、学区から離れ**自律的に**運営される、学習成果に**責任をもつ公立学校**である。」

この定義に含まれた4つの特徴を通じ、チャータースクールは次のとおり説明することができる。

1) 自律性 (autonomy)

チャータースクールは、州及び学校区によって定められた公立学校に関する多くの法令規則の適用免除を受け、自律的に運営される。その結果、チャータースクールは、カリキュラム編成、財政、人事等を独自の権限で行うことができ、革新的あるいは実験的な教育、きめ細かい教育を実施することが可能となる。チャータースクールは、従来の公立学校の束縛から離れ自らの教育・指導理念の実践を望む教師に対しその選択機会を提供するものであり、チャータースクールは教育に関する権限委譲、すなわち学校区からの「分権」を伴うものである。

2) 責任性 (accountability)

このような法令規則の免除、権限委譲という特典と引き替えに、チャータースクールには教育の結果、すなわち生徒の学習成果に対し責任を持つことが要求される。すなわち、チャータースクールの設立許可にあたっては学校の教育目標、その達成方法及び成果測定方法の他、学校の組織運営、権利義務等が規定されるが、目標が達成されなければチャーターは更新されず、契約事項に違反があった場合にはチャーターは取り消される。また、魅力や特色がなく生徒を引き付けることができないチャータースクールは、運営困難に陥る。したがって、チャータースクールは、設定された教育目標を実現し生徒の期待に応えるための絶え間ない努力に迫られ、結果に対する責任性が高められる。

3) 選択性 (choice)

チャータースクールは、子供や両親に従来の公立学校に替わる選択肢を提供する。すなわち、両親は、居住する学校区または通学区域に基づき自動的に入学先が決定される公立学校と、学校区内外のチャータースクールとを比較し、子供の要望に沿う学校を選択することができる。チャータースクールの運営費としては、当該学校区の生徒一人あたり運営費または州補助金額に基づき入学した生徒数に応じた金額が学校区または州政府から支給される。この資金は、学校を転校する生徒に付随して移動するため、選択の対象とされる従来の公立学校とチャータースクールとの間には、生徒及び資金獲得を目指した競争関係が生じ、これが刺激となって公教育全体の質向上がもたらされる。

4) 公立学校

チャータースクールはあくまで公立学校である。チャータースクールに対する公的統制は緩和されるものの、市民権、健康・安全基準等に関する規定は免除されることはなく、公的資金（税金）による運営、授業料無料、入学時の選別禁止、宗教的中立という公立学

校としての価値を維持し、前述した公立学校の条件（第1章第1節1）を満たすものである。

2 チャータースクールの起源

チャータースクールの語源となりその理論的背景となったのは、レイ・バット氏が1988年に発表した「チャーターによる教育－学校区の再編」である¹⁾。学校区組織の専門家であり教育コンサルタントであるバット氏は、この論文の中で、過去150年間にわたって教師と教育委員会との間に形成された幾層もの行政機構（教育長、校長等の管理者）を排除し、長期的継続的な教育改善を促進するためのモデルとして、「チャーターによる教育」を提案した。

同氏によれば、「書面による合意」を意味するチャーターの概念は、千年以上前にさかのぼることができ、初期のチャーターとしては1215年に英国のジョン王と封建領主が署名した合意、マグナカルタが最も有名である。17世紀には、英国人探検家ヘンリー・ハドソンが、ヨーロッパから北極海を經由しアジアに至る近道を探索する権限を得るため、東インド会社との間でチャーターに署名したが、このチャーターには、その目的、期限、実績の立証、資金計画、当事者（チャーター交付者及び受領者）の責任等が記されていたという。

バット氏が提案した「チャーターによる教育」は、ハドソンを教師グループに、東インド会社を学校区（地教委）に置き換えたものといってよい。すなわち、教師グループが地教委から「教育チャーター」を受けることにより、教育改善という目的地に到達するための方策－独創的な教育プログラム－を探究、実施する権限を得る。教育チャーターには、ハドソンのチャーターと同じく、教育目標、有効期間、結果の評価、資金、当事者の責任等が詳述される。

バット氏によれば、教育チャーターのサイクルは、(1)教育プログラムの構想、(2)チャーターの立案、(3)教授（instruction）の準備、(4)チャーターの下での教授、(5)観察及び評価、の5段階からなる。最終段階（観察及び評価）では、学校区内外の教育関係者から構成される評価委員会が、チャーターの下で実施された教育プログラムの実績評価を行い、現行のままでのチャーター更新、修正したうえでのチャーター更新、チャーターの終結、のいずれかを勧告する。

同氏は、「チャーターによる教育」の効果として次の4点を指摘している。

- 1) 教師に教授に対する決定権と参加意識を与え、教育管理者に長期的なビジョンを持つことを求めることにより、教師及び管理者の役割に再定義が行われる。
- 2) 特定の教育プログラムの目的とコストが学校区予算の焦点となり、学校の存立に関

- わる事項が教育委員会の重要審議項目となるなど、教育委員会の運営に変化が生じる。
- 3) すべての教育プログラムがチャーター制度に移行すれば、少なくとも5年（チャーターの有効期間）おきにその見直しが行われるため、効果の薄いプログラムが無目的に継続されることがなくなり、カリキュラムの継続的な改善、更新が実行に移される。
 - 4) チャーターの交付数が増加するにつれ、教育委員その他の全当事者が、学校全体のカリキュラムを統合させる実用的な知識を身につける必要性に迫られる。

このように、バット氏の「チャーターによる教育」は、一定期間有効な書面による合意に基づき教師にプログラム運営の権限を提供することによって学校区の組織再編を目指す点で、チャータースクールの概念形成の基礎となった。ただし、同氏の提案は、特定の教育プログラムをチャーター締結交付の単位としている点で、学校全体を単位とするチャータースクールとは違いがある。また、同氏の提案では、教育プログラムの構想段階での両親や住民の関与も想定されているが、主体はあくまで教師であり、広範囲の設置管理者を許容するチャータースクールに比べると運営主体は限定的である。さらに「チャーターによる教育」は教師への権限委譲（分権）に力点があり、両親の選択肢拡大に関しては言及がない。

このバット氏の提案が全国的注目を集めたのは、1988年3月AFT（アメリカ教員連合）のシャンカー会長が、教員の権限強化に基づいたこの改革提案を支持する論評を行ったのがきっかけであり、これを一早く現実に適用するよう修正し導入したのがミネソタ州であった。すなわち、教育プログラムのみが単位とされたチャーターによる「権限委譲（分権）」の概念が、シャンカー会長によって学校全体に拡大され、これに新たな学校の設立・提供という「学校選択」の要素がミネソタ州によって付加された結果、今日のチャータースクールが誕生することとなった。

ミネソタ州は当時、1970年代からの「マグネットスクール」（第2章第2節2）や、ハイスクール3・4年生に大学の単位履修を認める「中等後オプション」（1985年～）、学校区外の学校選択を認める「入学の開放」（第2章第2節3）など、きめ細かい配慮を施した学校選択制度で実績をあげており、教育関係者の中で学校選択の意義に対する理解が進んでいた。そして、従来の学校選択は十分なものではなくより有効な選択制度が必要と考えた政策立案者、市民グループによって、チャータースクール法が推進されたのである。

3 チャータースクールの位置付け

チャータースクールは、公立学校の枠の中で、様々な法令規則の束縛から解放された学校の設立を認め（自律性）、生徒のニーズに沿った教育や革新的な教育方法の実践を促すとともに、両親に従来の公立学校とは異なる学校の選択肢を提供することにより（選択性）、学校区による独占状態であった公教育に市場原理（競争原理）を導入し、その刺激によっ

て公教育全体の質向上を図ることを目指したものである。チャータースクールの「自律性」は、学校区から学校、地域へ権限委譲という「分権」（第2章第3節）の概念に対応し、「選択性」は、父母が選択できる公立学校の多様化を目指す「学校選択」（第2章第2節）の原理に対応する。

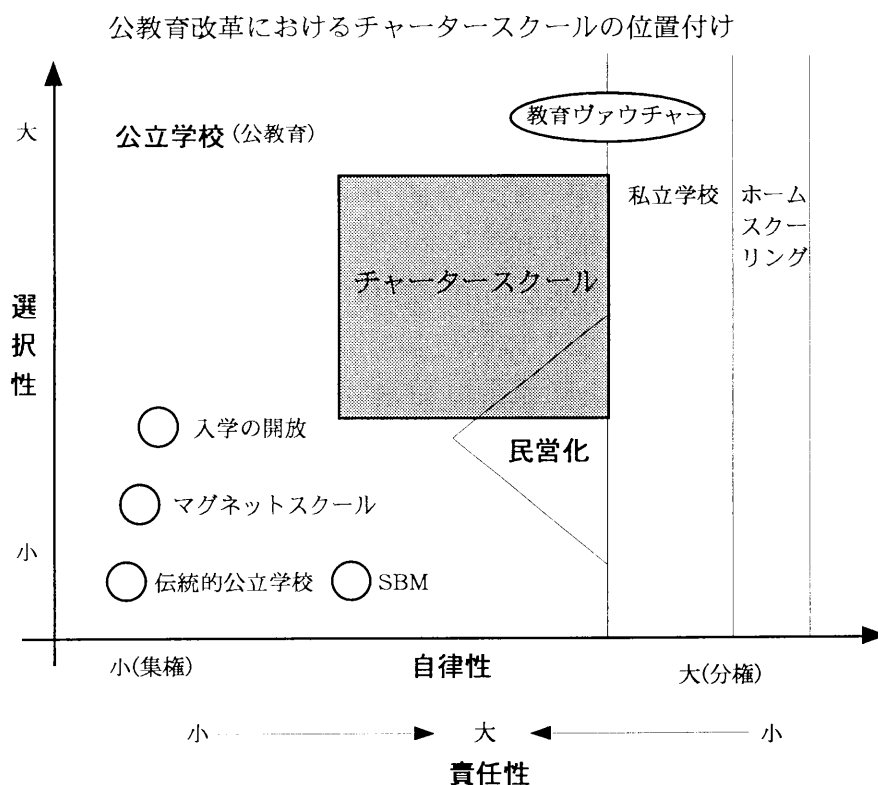
前章で述べた教育改革運動のうち、「分権」を進めるSBM（現場主義管理）は、学校区から各学校現場への権限の委譲を目的としたものであるが、州・地方の法令規則、団体交渉協定の免除を伴わないため自律性に制約を受けるだけでなく、両親に対する公立学校の選択肢拡大に結び付くものではない。一方、「学校選択」を進めるマグネットスクールや入学の開放は、父母に公立学校選択の機会を提供するが、これらはあくまで既存の学校区主導の下で行われ、学校区から学校への権限委譲や学校区外への権限委譲を伴うものではない。これに対し、チャータースクールは、公教育の枠組みの中で「分権」と「学校選択」という2つの要素を結び付け、これを最大限に押し進めようとする制度とみることができる。

マグネットスクールは前述のように、入学における生徒選別があり、資金、設備面でも恵まれているのに対し、チャータースクールでは生徒の選考は禁止され、他の公立学校の水準以下の資金によって運営される。また、入学開放制度に基づく転校が可能なのは、転校希望先の学校にスペース（空席）がある場合に限られる。これら既存の学校選択制度は、両親側の選択希望という「需要」を刺激したものの、選択対象となる学校の「供給」を促すものではなく、現実には十分な選択が保証されるものとはならなかった。歴史的に公立学校は学校区のみによって設立運営されてきたが、この常識を破り、様々な個人・団体に対し契約に基づき公立学校の設置管理権を与え、学校区による公立学校の「供給」独占を崩したのが、チャータースクール制度とすることができる。

同じ学校選択運動の延長上にあるチャータースクールと教育ヴァウチャーを比較すると、チャータースクールが公立学校の枠の中での選択肢拡大を図る（公立学校選択）のに対し、教育ヴァウチャーは公立学校と私立学校の間での選択促進を目指す（私立学校選択）ものであって、選択対象の点で決定的な違いがある。すなわち、前者は公立学校としての価値を維持するが（38ページ参照）、後者は無償の教育を保障するものではない（両親はヴァウチャー額面と私立学校授業料の差額を負担する必要がある）等の限界を有する。

また、チャータースクールは、教師、父母に学校の設置運営への参加を促すだけでなく、公私の団体、場合によっては営利目的の民間会社の参入にも道を開いている。公教育の民営化／民間委託（第2章第4節）は、一定期間の契約に基づき民間会社に運営を委託し、その実績によって契約の破棄、更新を行うものであるが、これは学習成果に対する責任性を強化するチャータースクールの仕組みとも共通する。ただし、民間委託における委託主は学校区（地教委）に限られるのに対し、チャータースクールにおけるチャーターの交付者は、地教委にとどまらず、他の州教育機関（州教委、州立大学等）にも拡大されるという違いがある。

以上のような関係を、縦軸に選択性（両親が有する選択権の度合）、横軸に自律性（学区からの分権の度合）をとって表示したものが、下の図である。



一般の公立学校は、選択性、自律性双方の度合が小さく座標の左下方に位置付けられるのに対し、両者の度合が大きいチャータースクールは、右上方に位置付けられる（ただし後述するように、チャータースクールの自律性には幅があり、提供される選択性にもそれに応じて違いがある）。公権力のコントロール外にありさらに高い自律性を有する私立学校及びホームスクーリング（在宅教育）は、公教育の領域の右側に位置付けられ、公立学校・私立学校間の選択を可能にする教育ヴァウチャーは、公立学校（公教育）と私立学校にまたがるものとして表示される。そして「民営化」については、私的要素が公教育の側に入り込んだものとして表示することができる。

この図に公的「責任性」の要素を加味するとすれば、横軸でこれを示すことができる。両親に直接責任を負う私立学校、自己責任を持つホームスクーリングの公的責任性は小さく、教育成果に対する責任性を特徴とする（38ページ参照）チャータースクールは、一般の公立学校よりも自律性が大きいと同時に責任性も大きい。

以上、この図は、自律性、選択性、責任性に重点を置く公立学校としてのチャータースクールの位置付けを示すものとなっている。

第2節 チャータースクールの多様性と事例

1 州法の多様性と事例

前節では、チャータースクールの理念的特徴について述べたが、実際には各州の州法には著しい多様性がある。特にチャータースクールの核心というべき自律性とこの自律性がもたらす選択性は、設置許可者及び設置管理者の範囲、両者の関係等を定める規定に大きく左右される。学校の設立プロセスが簡便で学校の自律性が保証される州法は、「拡張的な」「自律性の高い」「強い」州法、学校の設立手続きが複雑でその自律性が限定される州法は、「制限的な」「自律性の低い」「弱い」州法と称される²⁾。「弱い」州法のもとでは従来と異なる多様な学校設立は期待できないため、結果的に両親の選択肢も制限されたものとなる。

以下では、1994年までに成立した11の州法のうち特徴的な7つの州法を取り上げ、チャータースクール及びチャータースクール法の自律性（及び選択性）に影響を及ぼす7項目について、その意義と州間における違いについて解説することとする。

1) 設置許可者の範囲

チャータースクールの設置許可者（sponsor）は、チャータースクールの設置申請を受理・審査し、チャーターを交付する権限を持つ機関である。同時に、設置許可者は、設立されたチャータースクールの監督や、違反があった場合のチャーター破棄、契約期間満了時の更新決定といった役割も果たす。

ほとんどの州法では、地方教育委員会が設置許可者とされているが、これ以外の州教育機関が設置許可者に含まれる法律は自律性が高い。なぜなら、地教委以外の機関に設置許可権限を与えることは、地教委から公立学校の設置の独占権を奪うことを意味し、既成組織の利害に拘束されない多様な学校の設立が促進されるからである。逆に地教委のみが設置許可者の場合、既存の公立学校への挑戦を意味するチャータースクール設立は、反感や抵抗に直面することが多いため設置許可獲得には困難を伴う。

44～45ページの比較表に掲げた7州のうち、コロラド、ウィスコンシン、ジョージア各州では設置許可者が地教委に限られるのに対し、他の州では地教委以外の申請ルートが用意されている。地教委以外の設置許可者としては州教育委員会が一般的であるが、アリゾナ州では、州教委に加えてチャータースクールの設置許可を行う専門機関として、州教育長と州知事任命の11委員から成る「州チャータースクール委員会」が新設された。ミシガン州では、広域学校区（州と地方学校区の中間に位置し複数の学校区を包含する）と、高等教育機関（コミュニティカレッジ、州立大学）が設置許可者に加えられている。マサチューセッツ州では地教委には許可権限がなく、州教育長官がその権限を独占している点に特徴がある。なお、ミシガン州では中央ミシガン大学による多数のチャーター交付

チャータースクール法比較表

項目	Arizona	Michigan	Massachusetts
1 設置許可者	1)地方教育委員会 2)州教育委員会 3)州チャータースクール委員会	1)地方教育委員会 2)広域学校区教育委員会 3)コミュニティカレッジ 4)州立大学	州教育長官
申請を却下された場合の不服申し立て手続があるか	No 他の設置許可者に申請可能	No 他の設置許可者に申請可能	No
2 各設置許可者（上記1）から許可される学校の数	1)制限なし 2)年間25 3)年間25	1)制限なし 2)制限なし 3)制限なし 4)150（1999年以降）	25
チャーター有効期間	15年	10年以内	5年
3 設置管理者	あらゆる公的団体、私人、私的団体	あらゆる個人、団体	2人以上の免許を有する教員、10人以上の両親または他の個人、団体
既存の私立学校からの転換が可能か	Yes ただし、宗教系学校は除く	Yes ただし、宗教系学校は除く	（法律に規定なし）
4 州、学校区の法令規則は自動的に免除されるか	Yes ただし、健康、安全、市民権、監査、成績評価、特別教育、保険に関するものは免除されない また、地教委が設置許可者の場合は交渉による	Yes ただし、学校区に適用される州法の多くは免除されない	Yes ただし、州法免除は交渉による
5 学校は法的独立性を有するか	Yes ただし、地教委が設置許可者の場合は、交渉による	Yes 非営利団体として組織される	Yes 非営利法人として組織される
6 運営資金の100%が自動的に交付されるか	Yes 地教委が設置許可者の場合、学校区の平均支出額以上が交付される 州が設置許可者の場合、州の計算式が用いられる	Yes ただし、州補助金部分に限る	Yes
7 免許を持たない教員の採用が可能か	Yes チャーターで教員の資質が規定される	No ただし、コミュニティカレッジ、大学に設置許可された学校は、免許のない大学教授を雇用することが可能	Yes チャーターで教員の資質が規定される

Minnesota	Colorado	Wisconsin	Georgia
1)地方教育委員会 2)州教育委員会 (不服申し立て時のみ) 3)公立高等教育機関	地方教育委員会	地方教育委員会	地方教育委員会
Yes 州教委へ申し立て可能(州 教委が設置許可を決定)	Yes 州教委へ申し立て可能(州 教委は地教委に許可を命令 できる)	No (ミルウォーキーは例外)	No 州教委は申請の再提出を許 可することができる
40 (当初8)	50 1997年7月以降は制限が 解除される	制限なし	制限なし
3年以内	5年以内	5年以内	5年以内
免許を持つ教員	あらゆる個人及び団体	あらゆる個人及び地方教育 委員会	公立学校の教員及び職員
Yes ただし、宗教系学校は除く	No	No	No
Yes ただし、健康、安全、市民 権、監査、成績評価、特別 教育に関するものは免除さ れない	No チャーターにおいて規定さ れる(交渉次第)	No ただし、州の法令規則につ いては自動的に免除される	No チャーターにおいて規定さ れる(交渉次第)
Yes 非営利団体または共同組合 として組織される	No 地教委の管轄下にある ただし、事実上自律的に運 営される。	No 地教委の管轄下にある (ミルウォーキーは例外)	No 地教委の管轄下にある
Yes ただし、州補助金部分に限 る	No ただし、80%以上の資金 の交付が保証される	No チャーターにおいて規定さ れる(交渉次第)	No チャーターにおいて規定さ れる(交渉次第)
No	No ただし、チャーターで免除 されれば可能	No	No

参考：Mulholland, March 1996³⁾

(1996年までに州全体74のうち43のチャーターを交付)に反感を抱いた学校区が、同大学教育学部の教育実習生の受け入れを拒否するという紛争事件も起きている⁴⁾。

次に、地教委のみが設置許可者の州でも、申請が拒否された場合の上級機関(州教委)への不服申し立てが認められる場合はある程度の自律性が確保できる。ウィスコンシン、ジョージア両州ではこの不服申立て手段がない。当初の法律には不服申し立て規定のなかったミネソタ州では、地教委による申請拒否の議決中、2名以上が賛成票があった場合に限り不服申し立てができる(その際は州教委に設置許可の権限が移行する)よう改正が行われた。コロラド州ではそうした制約なしに州教委への不服申し立てが可能であるが、州教委には直接の設置許可権はなく地教委に対し設置許可の命令ができることとされている。ところが、コロラド州教委から設置許可命令を受けたデンバー市教委が、州教委には州憲法上学校区に命令を強制する権限はないとして提訴した事例があり⁵⁾、不服申し立て手続は必ずしも予期したとおりに機能するものとはなっていない。

2) 設置可能な学校数

設置可能なチャータースクールの少数への限定は、学校間の競争及び両親の選択肢の制限を意味する。設置可能な学校数に上限がない場合または上限が高い場合にはその法律の自律性は高い。

許可されうる学校の総数は各州まちまちである。アリゾナ州では、各地教委(州内223学校区)による設置許可数には制限がない。州教育委員会、州チャータースクール委員会による設置許可数は年間各25が限度であるが、総数についての規制はない。ミネソタ州における上限は法制定当時は妥協の結果8とされたが、その後徐々に増やされ現在では40である。

なお、チャーターの有効期間には、3年以内(ミネソタ州)から15年(アリゾナ州)までの幅がある。なお、アリゾナ州の場合、有効期間は当初5年とされていたが、チャータースクール設置にかかる債務返済、投資回収は5年では不可能との理由で、1996年の改正で延長されたものである(ただし同時に5年毎のチャーター見直し規定が設けられた)。

3) 設置管理者の範囲

チャータースクールの設置管理者(organizer)として認められる個人・団体が広範囲であるほど、伝統的な制度の外からの多様性、創造性導入が期待できるため、州法の自律性は高い。なお、チャータースクールの設置申請者が、そのまま学校の管理運営者になるとは限らないが、実際には校長、CEO、理事会メンバーといった形で運営の中心となることが多いため、ここでは、設置申請者、管理運営者を包含するものとして設置管理者との表現を使用する。

表に掲げた州のうち、ミネソタ州では教員免許を持つ教師、ジョージア州では公立学校の教職員に設置管理者が限定されるのに対し、他の州においては規定の仕方は異なるもの

の、あらゆる個人、団体が設置管理者となることができる。なお、ミネソタ州では学校の理事会メンバーのうち過半数はその学校に勤務する教師でなければならないが、逆に、ミシガン州では教職員の理事会メンバー兼務が禁止されている。

既存の私立学校のチャータースクールへの転換について、アリゾナ、ミシガン、ミネソタ各州では宗教系学校を除きこれが認められる一方、他の州では認められない。また、既存の公立学校のチャータースクールへの転換については、ミネソタ、ウィスコンシン、ジョージア各州では、教師または父母の一定割合の同意が申請要件とされているが、規定のない他州では地教委の議決のみに基づき転換が可能と考えられる。なお、ジョージア州では、既存の公立学校の転換以外にはチャータースクールの設立方法はない。

4) 法令規則の自動免除

チャータースクールを設立する場合、州・学校区の法令規則のうち免除される条項を設置許可者との個別交渉を通じて決定しなければならない州（コロラド、ウィスコンシン、ジョージア各州が該当）と、市民権、健康、安全関連条項を除き一律の免除が受けられる州とがある。前者では、交渉に労力を要するだけでなく免除範囲に制約を受け、資金、立地、生徒数といった条件での妥協を強いられることもあるため、州法の自律性は低い。なお、チャータースクールの自律的運営のために特に重要なのは、カリキュラム、財政（支出決定）、人事（採用、解雇、勤務条件）に関する権限である。

5) 法的独立性

設立されたチャータースクールが法的に学校区の一機関にとどまれば、その自律性は限られたものとなる。ウィスコンシン、ジョージア両州においては、チャータースクールの教員は学校区の被雇用者にとどまり学校自体も学校区組織の一部とされる。コロラド州においては、チャータースクールは法的独立性を有しないものの、事実上自律的運営が認められている。チャータースクールの法的独立性が認められる場合、その組織形態に制約を設けない州もあれば、非営利団体に限る等制約を設ける州もある。

教員に団体交渉権が認められる州では、チャータースクールの教員にもその権利が認められるが、チャータースクールが、学校区と教員組合とが合意した組合契約の拘束を受けるとすれば自律性が制限される。なお、学校区から独立したチャータースクールに参加する教員に対する保護措置として、学校区からの休暇取得、一般校復帰後の不利益取扱いの禁止、年功の保持、州・地方の退職制度の加入継続等が規定されている場合が多い。

6) 財政的自律性

チャータースクールの運営資金は、基本的には学校が立地する学校区の生徒一人あたり運営経費または州補助金額に基づき入学した生徒数に応じて学校区または州政府から支給される。アリゾナ（地教委が設置許可する場合を除く）、ミシガン、マサチューセッツ、ミ

ネソタ各州では運営資金額が自動的に決定されその完全な管理権が認められるため、州法及び学校の自律性は高い。他州では、金額決定は地教委との交渉に委ねられる。しかし、実際には次節でも述べるように、ミシガン州、ミネソタ州では、チャータースクールに地方財源（学区の税収）の利用権はなく州補助金のみが算定の対象とされる等の限界がある。

7) 教員免許

州発行の教員免許の有無にかかわらず、教科に応じた経験、知識、技能の保有者を教員として採用することを認める州法は自律性が高い。アリゾナ州とマサチューセッツ州はこれを認めている。

以上7点を総合すると、すべての項目において高い自律性を示すアリゾナ州法が自律性の点で最も「強い」。学校数に関する項目を除くすべての項目において低い自律性を示すジョージア州法が最も「弱い」。次の表は、1995年までに成立した19州の州法について、同様の自律性判定基準を当てはめ、その強弱の順に並べたものである⁶⁾。右から左に向かうほどその州法は「強い」と評価される。

項目	← 強い																			弱い →
	AZ	MI	DE	NH	MA	TX	CA	MN	CO	LA	WI	HI	WY	NM	RI	GA	KS	AR	AK	
1 地方教育委員会以外に設置許可者あり（却下された場合不服申立て可能）	X	X	X		X	X		X	X					X						
2 設置可能な学校数の制限がない（緩い）	X	X	X	X					X		X	X	X			X		X		
3 誰でも設置管理者になれる	X	X	X	X	X	>	X		X	X	X		X				X			
4 州、地方の法令規則の自動免除あり	X	X	X	X	X	X	X	X		X	:	X								
5 法的に独立している（チャーターが法的自律性を決定）	X	X	X	X	X	X		X	#											
6 学校に資金の完全な管理権がある	X	X	X	X	X	X	**	X	#	X		X								
7 免許を持たない教師の採用が可能	X	<	*	X	X	X	X			X										
自律的要素の数	7	7	7	7	6	6	6	5	5	5	3	3	2	1	1	1	1	1	0	

< 高等教育機関が設置許可者の場合で大学の教授が教師となる場合に限り免許は不要。

* 免許を持たない教員を35%まで使用することが可能。

> 公私の高等教育機関、非営利団体、政府機関に設置管理の資格がある。

** 財政的自律性は、チャーターの規定（設置許可者との交渉）によって決まる。

法的には学区の一部にとどまるが実際上自律的に運営される。80%の資金は保証される。

: 州の法令規則は免除されるが学区の規則は自動的に免除されない。

(出典: Louann A. Bierlein)

2 学校の多様性と事例

チャータースクールの開校第1号は、1992年9月7日に高校中退者等を対象にミネソタ州セントポールに開設された City Academy であったが、1996年11月1日現在、全米で運営中のチャータースクールは480校、生徒数は約10万5千人にまで増加している⁷⁾。これを1995年までにチャータースクール法を制定した19州についてみると、次表のとおり⁸⁾、「強い」チャータースクール法の下では数多くの学校が設立されている一方、「弱い」チャータースクール法の下では学校数は少ない。また、法制定後2年に過ぎないアリゾナ州が全学校数の35%を占め、学校規模の大きいカリフォルニア州が生徒数の43%を占めていることが注目される。

「強い」チャータースクール法の州

	州名	成立年	学校数	生徒数
強 ↑	Arizona	1994	164	17,000
	Michigan	1993	76	11,858
	Delaware	1995	2	310
	New Hampshire	1995	0	0
	Massachusetts	1993	22	5,151
	Texas	1995	16	2,512
	California	1992	109	44,956
	Minnesota	1991	19	1,953
	Colorado	1993	32	7,108
	19州合計			472

「弱い」チャータースクール法の州

	州名	成立年	学校数	生徒数
↓ 弱	Louisiana	1995	3	304
	Wisconsin	1993	9	1,020
	Hawaii	1994	2	565
	Wyoming	1995	0	0
	New Mexico	1993	5	4,341
	Rhode Island	1995	0	0
	Georgia	1993	10	7,372
	Kansas	1994	0	0
	Arkansas	1995	0	0
	Alaska	1995	3	115

既存の公立学校の代替として設立されるチャータースクールには、特色の異なる多様なものがある。その対象生徒・学年、教育テーマ、設置者等も多岐にわたっている。

ECS（全州教育協議会、6ページ参照）が、初期にチャータースクールが立法化された7州の110校を対象に行った調査によると⁹⁾、対象生徒別（重複を含む）の学校数は、一般74校、中退等の危機にある（at-risk）生徒56校、英才39校、学習障害者38校、芸術志向24校、ホームスクーリング生徒22校、身体障害者19校という結果であった。教育の重点別（重複を含む）では、学際73校、テクノロジー49校、基礎重視37校、公民37校、芸術36校、科学32校、大学準備30校、英才17校、職業16校、その他26校との結果であった。

最多の学校数を有するアリゾナ州では、1995年に50、1996年に66のチャーターが

交付されているが（1つのチャーターが異なる場所に複数の学校設立を許可する場合もあるため、学校数はチャーター交付数を上回る）、1年目に交付された50のチャーターは、設置管理者別では、教育者20、企業家6、両親2、教育者・両親・企業家の共同3、コミュニティ団体14、非営利団体1、インディアン総務局2、地方学校区2に分類される。学校の起源については、新設26、私立学校の転換13、コミュニティ団体の転換9、インディアン総務局学校の転換2という違いがあった¹⁰⁾。

以下では、前項の比較表で掲げた州の中から異なるタイプの学校を取り上げ紹介することとする。

1) Arizona School for the Arts (アリゾナ州フィーニックス)

ダンス、音楽、演劇等の舞台芸術志向の生徒を対象に、一般科目の強化も目標に掲げ、7～12学年（各学年50人が定員）の学校として1995年9月に開校した。9週間毎に「パフォーマンス週間」を設け、両親・教職員参加の下に芸術作品及び学業の発表、評価会を行う。学校施設はメソヂスト教会系の地域サービス会社からリースしたもので、同社に保険、会計、施設維持も委託している。バレーアリゾナ、フェニックスシンフォニー、アリゾナ州立大学が、教育者・芸術家である学校創設者に協力し専門家や教授を教師として派遣している。学校理事会はビジネス、芸術団体役員から構成され、両親代表及び芸術専門家からなる諮問委員会も設置されている（1995年8月訪問）。

2) EduPreneurship (アリゾナ州スコッツデール)

公立学校教師2人が自己の教育理念の実践と、異なる教育アプローチ提供のため、4～6学年を対象に1995年8月にオープンした（後に1～3学年を追加）。学校施設としてはスコッツデール学校区の未使用校舎を賃借している。通年制教育を採用し16～18人で構成されるクラスには学年の枠がなく年齢の異なる生徒が共に学ぶ。1クラスが9週単位でテーマを持った「小屋 (cottage)」を形成し、現実の社会活動の模擬体験を通じて市民意識、技能の習得を目指す。97年2月現在、生徒の3分の1は学区外居住者であり9人の入学希望待機者がある。設立者の教師2人と両親代表1人が学校理事会を構成するほか、執行委員会、諮問会議が設置されている（1995年8月、1996年2月訪問）。

3) The Boys and Girls Academy (アリゾナ州メサ)

近隣の低所得家庭の子供の教育のため、6～8学年定員120人で1995年8月に開校した。設立母体となったのは、6～18歳の子供を対象に芸術、スポーツ、コンピュータ等の放課後プログラム、サマープログラムを提供してきたコミュニティ団体Boys and Girls Club of East Valleyである。このクラブの体育館、テレビ・ラジオスタジオ等の最新施設及びスタッフを活用し、芸術、ドラマ、ダンス、音楽、写真の教育への導入を行っており、生徒は午後7時までクラブの放課後プログラムを利用することができる。メサ学校区と同

じ学校カレンダーと基本カリキュラムを使用し、同学校区と共同で教育評価を行うなど、学校区とは緊密な関係を維持している（1995年8月訪問）。

4) Excel Education Center（アリゾナ州プレスコット他）

1995年9月、伝統的な教育に適合しない6～12学年（11～21歳）の生徒150人を対象に、コンピュータも利用した個人ペースによる学習をとり入れ、州内3か所で開校した。経営主体は、1984年以来、州最高裁及び地元高校との契約や、カウンティ職業訓練プログラムに基づき、非行歴のある生徒や高校中退者の教育にあたってきた営利会社、Vocations Unlimited社である。従来個別契約にとらわれず多様な生徒を集めることが可能となるのが、チャータースクール転換の動機の一つである。同社理事会が法的な経営主体であるが、3箇所の学校毎に、教職員、両親、生徒、地域代表からなる諮問委員会が設置されている（1995年8月訪問）。

5) Villa Montessori School（アリゾナ州フィーニックス）

非営利団体Villa Montessori 経営による私立学校がチャータースクールに転換したもので、フィーニックス地域2箇所のキャンパスにおいて、K(幼稚園)～8学年145人の定員で、1995年8月にスタートした。年少の子供は置かれた環境からすべてを吸収する点に着眼し、長期的な教育成果を念頭に、子供の身体内部のリズムに応じた自然の学習欲求を養うことを目指す(20世紀初頭のイタリア人医師モンテッソリ女史の教育哲学に基づく)。チャータースクールへの転換の際には、先着順で入学が決定されたが、両親の授業料負担がなくなることにより生徒募集が容易となり、ホームスクーラー(在宅教育者)の子供を引き付ける効果も生んでいる(1995年8月訪問)。

6) Wayne State University Public School（ミシガン州デトロイト）

州標準試験での得点低迷、高い中退率というデトロイトの教育問題に対処するため、1993年9月、ウエイン州立大学によって開設された。初年度は5,300の応募から男女別、6～8学年の学年別に無作為抽選によって330人の入学者が決定された。子供の関心に応じた学校活動を午後5時まで提供し、授業日数も年間200日に延長したうえ(全米平均は180日)多文化学際的な教育を行う。カリキュラム編成に対しては大学の援助があり、教師は大学生のサポートを受けることもできる。民間基金等によるコンピュータ、社会サービス、芸術プログラムへの助成もあり、公私の資源を統合した公教育改善のモデル、方法論を開発することを目指している(1995年2月訪問)。

7) Renaissance Charter School（マサチューセッツ州ボストン）

33ページ、民営化の項参照(1996年6月訪問)。

8) Minnesota New Country School (ミネソタ州ルサー)

教師、両親、生徒、大学代表者等からなる設立委員会によって計画され、7～12学年を対象に94年秋にオープンした。元レストラン等を利用した3か所の教室を用い、1995-96年度において94人の生徒が在籍する。既存の学校は、世界経済が要請するハイテク、多文化、情報時代に生徒を備えさせることはできないと考え、コンピュータを最大限に活用した学際的な教育を行うこととしている。また、学業と実地体験に基づく学習は「個人学習プラン」に従って進められ、その評価には作品の展示や地域での発表が用いられる。学校は共同組合として組織され、州法の規定により学校理事会の過半数は教師が占める(1996年1月訪問)。

9) Academy Charter School (コロラド州キャスルロック)

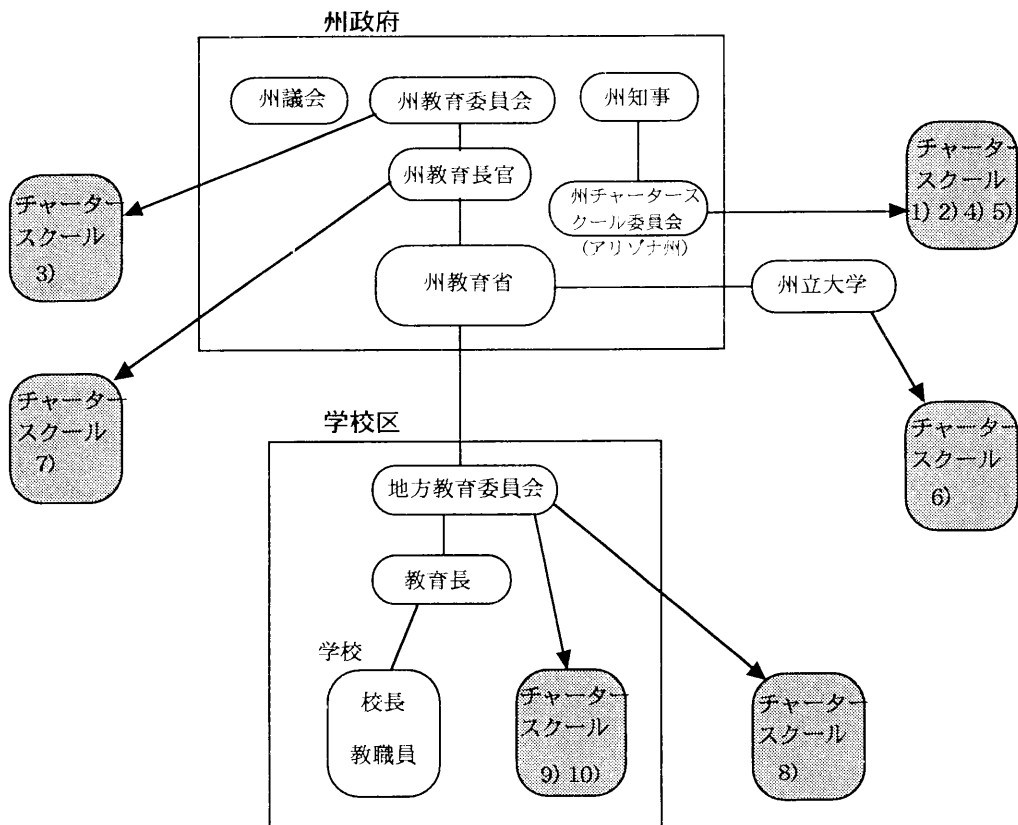
子供が期待どおりの教育を受けていないとの不満を抱いた両親のグループが、小人数(クラス規模は平均18人)による基本を重視した挑戦的教育を目指し、1993年9月に開校した。元食料品店を校舎としK～6学年でスタートした後、1995年秋にK～8学年325人に拡大された。同校に理解を示すダグラスカウンティ学校区(設置許可者)から、PPE(学校区生徒一人あたり運営費)の100%の提供を受け、保険、人事管理、特別教育サービス、物品等も同学校区から購入している。学校理事会は、両親の代表7人、教員代表1人と常勤の学園長1人からなり、両親には年間20時間のボランティア(教師補助、子供の引率、施設の補修等)が期待されている(1996年1月訪問)。

10) Madison Middle School 2000 (ウィスコンシン州マディソン)

マディソン大都市圏学校区西地区の3番目の中学校(6～8学年)として93年秋に開校した。1学年4クラス計80人で、同地区の小学校5年生が応募できる。同学校区が来世紀に向けたビジョン作りのために、92年11月に策定した行動計画「マディソン学校2000年」の一環として創立したものである。数学、理科、コミュニケーションに重点を置くとともに、テクノロジー学習のモデル校とされ、インターネットを通じて世界中から入手した情報を日常の学習プロジェクトに組み入れることとしている。教育プログラムは両親、コミュニティ、企業の協力を得ながら、学校区によって開発されたものであり、同校は法的にも学校区の一機関にとどまっている(1995年2月訪問)。

上記10校をその設置許可者別にみると、州チャータースクール委員会(第1、2、4、5の学校)、州教育委員会(第3)、州立大学(第6)、州教育長官(第7)、地方教育委員会(第8、9、10)という違いがある。この関係を示したものが次ページの図である。

第6の学校については、ウエイン州立大学が設置管理者であると同時に設置許可者でもある。地教委に設置許可された学校のうち、第8の学校は学校区から独立しているのに対し、第9、10の学校は法的には学校区の管理下にある。



3 手続とチャーター契約の事例

本項では、代表的な「強い」チャータースクール法を有するアリゾナ州をとりあげ、チャータースクールの申請手続、チャーター契約について解説する。

アリゾナ州のチャータースクール法「学校改善法」は、1994年6月、ファイフ・サイミントン知事（共和党）が招集した特別議会で可決され、「アリゾナ修正法（Arizona Revised Statute）」第15章§15-101、§15-181～189に組み込まれた。同法によると、設置管理者としては、公的団体、私人、私的団体等あらゆる個人・団体が認められ、学校を新たに設置するケースのほか、既存の学校の全部または一部を転換することも認められている。学校の組織形態としても、非営利法人、営利法人、個人所有、共同経営、共同組合などあらゆる形態が可能であり、チャータースクールは、独自に訴訟の主体及び対象となりえる法的に独立した存在である。

設置許可者としては、地方教育委員会（州内223）、州教育委員会の他に、州チャータースクール委員会（State Board for Charter Schools）が新設された。州教委は、州教育長、州立大学学長(1名)、一般州民(3名)、コミュニティカレッジ理事会理事(1名)、地方教育長(1名)、教員(1名)、カウンティ教育長(1名)の9名からなる（公選の州教育長以外は、州知事の任命による）のに対し、チャータースクール委員会は、州教育長または教育長の指名者、州教委委員(2名、知事任命)、一般州民(3名、知事任命)、経済界代表(2名、知事任命)、州議会議員(3名、上下院議長任命)の11名からなる（州議会議員は諮問委員であり議決権はない）。

前者は州憲法に基づく機関で教育専門家を中心とし、州の教育政策全般の責任を負うのに対し、後者は州法に基づき設置されたチャータースクールを専門に管轄する2004年までの時限機関であり、一般住民、経済界メンバーの比重が高い。後者に州教委委員が含まれるのは、両委員会の連携を密にするためであり、両委員会は、同一の申請手続き、申請様式を使用している。また、両委員会共通の事務局として州教育省内にチャータースクール事務局が設置され事務処理を行うこととなっている。

チャータースクール委員会は、州教委がチャーター交付に消極的な場合を想定し、チャータースクールの設立を促進するための政治的配慮によって設けられたものである。両委員会はそれぞれ年間25までのチャーター交付が可能であるが、1995年、1996年において、チャータースクール委員会は25、20、州教委は20、24のチャーターを交付している。なお、地教委は合計で1995年に5、1996年に22のチャーターを交付している。

設置申請者は自由に申請先を選択することができるが、同時に2つの州委員会に申請することはできない。ただし、州委員会と同時に地教委に申請することは可能である。

大量の申請を受理し交付決定を行う事務処理上の必要から、両州委員会への申請は年1回とされ、統一的な申請手続き、様式、審査基準が定められた。地教委への申請は随時行うことができ、具体的な手続き、様式、基準は各地教委に委ねられている。なお、チャーターの交付は設置許可者の「裁量のみによって」決定できると規定されているため、設置申請者には不服申立ての余地はない。

1995-96年度における州委員会のチャーター申請手続きは次のとおりであった。

8月10日～8月22日	申請説明会 州内4か所、延べ5回
9月30日	申請意思表明書の提出期限（宣誓書、指紋カード添付）
10月1日～11月15日	推薦書及び信用調査
10月1日～1月31日	指紋カードチェック（犯罪歴調査）
11月15日	申請書提出期限
11月1日～11月15日	職員による申請書の不備検査
11月1日～12月31日	委員会委員による審査
3月～5月	チャーター交付決定

同年度には、チャータースクール委員会に36、州教委に31の申請があり、それぞれ20、24のチャーターが交付されている。申請様式としては、次のようなものが使用された。

- 1 目的（1.1使命記述、1.2目標及び達成基準）
- 2 組織（2.1対象生徒、2.2生徒数、2.3学年、2.4施設、2.5組織構造、2.6両親／コミュニティの関与）
- 3 運営（学校カレンダー、入学手続、職員要件、雇用手続、保険、統一財政記録制度（USFR）、通学輸送サービス、設置許可者の義務と責任）
- 4 教授と評価（包括教授プログラム、特別プログラム、特別教育、評価計画、年間報告書）
- 5 予算（財政計画、その他契約合意）
- 6 適用除外申請

必要に応じ州委員会の指示に基づく修正を経た後、この申請書はそのまま州委員会と設置申請者とのチャーター契約に組み込まれ、法的に両者を拘束するものとなる。この申請書（契約）のうち、チャータースクールの責任性（教育成果という結果責任）を高めるものとして重要なのは、「目標及び達成基準」の項目である。次に、前掲第1～3のチャータースクール（50ページ）を取り上げ、その申請書からこの部分を抜粋して紹介するが、自由な記述方法により、多様で柔軟性のある目標が設定されていることがわかる。

1) Arizona Academy for the Arts

目標1 学習者の成果に基づくカリキュラムが、生徒が必要とする知識と創造性を中心に構成される。

成果a：美術、舞台芸術だけでなくリーディング、言語、数学、理科、社会において、「アリゾナ必須技能基準」を充足、超過する。

測定指標a：生徒は第8学年、9学年においてASAP（アリゾナ生徒評価プログラム）に参加する。また、全国的基準で生徒の進歩と学力達成度を測る全国規模の評価手段及び、一貫して正確に生徒の進歩を監視する学校内部の評価法を採用する。

成果b：生徒は、学校及び専門芸術スタッフが設定した芸術作品及び実技基準を充足、超過する。

測定指標b：学校は、生徒を州及び全国規模の芸術、奨学プログラム及びコンテストに参加させる。また、学校は生徒の専門校、専門大学への入学を監視する。

目標2 芸術と学習の双方に重点を置くことにより、生徒は大学進学、芸術学校の学習に備えることができる。

成果a：学業カリキュラムは大学準備用に設計される。

測定指標a：生徒は、学校の使命と目標を支持する、認知された教育者から指導を

受ける。生徒は、叙述的評価、継続中のポートフォリオ、学業及び芸術分野において審査される年4回の「パフォーマンス週間」への参加によって評価される。

成果b：（以下略）

2) The Boys and Girls Club Academy

目標A 高い学校教育達成への動機付けと関心を開発する。

達成方法：i) すべての基本科目領域は芸術的表現と応用の使用を含む。ii) 生徒は芸術志向の選択科目の選択ができる。生徒は広範囲の芸術／メディアの世界及び自己の特別な関心領域へ導かれる。（以下略）

目標F コミュニティ開発プロジェクトへの参加を求めることにより、生徒、家族、職員の中で善良な責任ある市民意識が増進される。

達成方法：i) 生徒には学校政策遂行の一環として、年20時間のコミュニティーサービス従事が求められる。ii) 生徒は若者と家族のための明るい環境を建設するため地域主導事業やコミュニティ開発プロジェクトに導かれる。iii) 生徒はメサ地域の困窮者奉仕機関に対する知識と、その機関との共働的關係を形成する。（以下略）

3) EduPreneurship

目標2 生徒が技能と実質の関連を実証体験できるように、中核カリキュラムを組み入れたテーマ別の単位を、刺激的な高い関心と現実社会への応用に統合する。

目標と生徒の学力達成との関連：生徒に創造と表現を求める高度な動機付けを有するプロジェクトが、中核カリキュラム習得の意欲を高める。

設定された目標達成に向けた有効性：学校の継続的評価モデルとともに各生徒が開発したプロジェクトの観察評価がこの目標の成功を判断する手段となる。

目標3 生徒が、中核カリキュラム、生産物に基づく諸活動、市民責任、社会の一員としての市民技能を実践する機会を得る模擬的実社会に参加できるよう、小社会を創設する。

目標と生徒の学力達成との関連：生徒の小社会参加の成功は、「小屋 (cottage)」で学んだ技能を小社会活動に応用し、効果的に職務を果たす能力によって証明される。

設定された目標達成に向けた有効性：小社会、生徒による政府、模擬貨幣経済及び実際の事業の展開が、この目標の成功裡の達成を実証する。

以上、1995-96年度の申請手続き及び申請様式について解説したが、1996年の州法改正によって、州教委委員2人によるチャータースクール委員の兼任規定は削除された。1996-97年度からは、チャータースクール委員会と州教委とは、別々の申請手続、様式を使用している（前者は手続き、様式の若干の簡略化を図った）。これに伴い州教育省のチャータースクール事務局も委員会別に分割されている。

第3節 チャータースクールを巡る問題

1 政策上の対立点

保守派の推進する教育ヴァウチャー（私立学校選択）に対しては公教育関係者からの激しい抵抗があり前述（25ページ）のように党派間の対立も鮮明なのとは対照的に、公立学校の枠組み内に位置するチャータースクールは党派を超えた支持を得ている。チャータースクール法成立時の25州の州知事の所属政党をみても、共和党が14、民主党が11であり、州法の制定は政党の違いに左右されるものとはなっていない。

全国レベルにおいても、チャータースクール推進という点で二大政党の立場は共通している。例えば、公立、私立、宗教系学校間の選択を支持する共和党は、1996年選挙綱領において、両親の教育選択を実現し教育の質向上を図るための手段として、教育ヴァウチャーとともにチャータースクール創設を唱えている。1996年の年頭教書演説でチャータースクールを各州に採用するよう呼びかけたクリントン大統領（民主党）は、1997年の年頭教書演説においては、両親の公立学校選択の機会拡大のため、来世紀までに現在の約7倍、3千校のチャータースクール設置を支援する方針を明らかにしている。既に「目標2000年法」（第2章第1節1参照）において、チャータースクール推進のための州による連邦補助金使用が認められており、「1994年アメリカ学校改善法（初等中等教育法再授權法）」にも、チャータースクール設置に対する連邦資金提供プログラムが組み入れられている¹¹⁾。

国民世論についてみると、教育ヴァウチャーに対する支持率は低い一方、公立学校選択については一貫して広範な支持を受けている。1995年次ファイ・デルタ・カップ／ギャラップ世論調査によれば、「公的出費に基づく生徒及び両親の私立学校選択を認めることに賛成か反対か」との問いには33%が賛成、65%が反対と回答したのに対し、「居住地にかかわらず生徒及び両親に公立学校を選択させることに賛成か反対か」との問いに対しては賛成69%、反対28%という結果であった¹²⁾。また、教育改革センターが1996年8月に行った調査によれば「チャータースクール創設に賛成か」との問いに対し61%がイエス、28%がノーと回答している¹³⁾。

しかし、前述のように、チャータースクール法には自律性の高いものから低いものまで大きな幅があるのが実態であり、各政党や世論がいかなるタイプのチャータースクールを支持しているのかは明確ではない。本来のチャータースクール推進者からみれば、自律性が低く「弱い」法律は、名目だけの「死んだ」法律であって、そのような法律の下で設置される学校は、学校区のコントロール下にあるマグネットスクールやSBM（現場主義管理）と大差がない。一方、教員組合、地方学校区等は、チャータースクール導入そのものに当初から激しく反対してきた。「強い」「拡張的な」法律は、教員組合にとっては組合員の減少を、地教委にとっては外部勢力との競争を意味し、これが両者の政治的経済的影響力

の減退に結び付く面があることは否定できない。ただし、今日ではこれらの勢力も、チャータースクール全般に反対ではなく「拡張的な」法律の成立を阻止し、できる限り「制限的な」法律を押し進める戦略に軌道修正しつつある。これに伴い主要な争点は、チャータースクール自体の是非から、その自律性の度合を巡る州法の中味の問題へと移ってきている。

チャータースクールに対する教員組合や地教委の態度は地域によっても異なるが、全国レベルではNEA（全米教育協会）、AFT（アメリカ教員連合）とも、設置許可者を地教委に限ること、教員の採用は免許状を有する者に限り教職員は学校区の集団交渉協定に含まれること等を条件にチャータースクール法の支持を表明している¹⁴⁾。さらにNEAは、1996年4月、5年間で150万ドルを投じ5州で組合主導のチャータースクールを設立しその進展を研究する方針も明らかにした¹⁵⁾。

これに対し、チャータースクール推進者は、設置許可ルートを地教委以外に設けることが、新たな学校の設立を促進し現状維持志向の教育システムを改革するための最も重要な要素であるとし、設置管理者の範囲、学校の法的地位、設置可能な学校数においてもできるだけ制約を設けるべきべないと主張している¹⁶⁾。

このように容認または推進するチャータースクールの仕組みには立場によって違いがあるが、自律性の高い本来のチャータースクール（ないしチャータースクール法）に対しては、これまでいくつかの批判が向けられてきた。以下では、そうした批判とともに関連する調査結果や課題について解説することとする。

1) ヴァウチャーへの道を開く私立学校援助

チャータースクールは、教育ヴァウチャーへの第一歩であり、私立学校のチャータースクール転換を許容する法律は、事実上の私立学校援助であると批判される。

チャータースクール法は、教育ヴァウチャーを含む様々な学校選択の形態が議論される過程でその妥協の産物として成立する場合が多く、7州50人の州議会議員を対象とした調査によれば、ほとんどすべての議員が、ヴァウチャー阻止のためとしてよりも、ヴァウチャーの代替としてチャータースクール法を採択したと回答している¹⁷⁾。

しかし、私立学校援助との批判に関しては、これらの学校は、妥当な公的利害の保護規定を有するチャータースクール法に服する公立学校であって、もはや私立学校ではないため批判はあたらぬとの反論が可能である。また、私立学校からの転換は、単に従来の生徒がチャータースクールに移行するわけではなく、生徒数や対象学年の拡大、恵まれない生徒の受け入れ拡大等を伴うものである。学校運営に必要な経験、施設、資源を有する私立学校は、YMCA、ボーイスカウト等の非営利団体や大学等の公的団体とともに、チャータースクール設立の重要な源となる可能性を持つため、その転換は許容されるべきであると主張される。

2) 財源の希薄化と公的支出の増大

既存の公立学校から生徒がチャータースクールへ転出した場合、その生徒に付随して州または学区の教育資金が移転・減少しても、生徒数減少に応じた学校運営の経費節減は困難であり、チャータースクールは既存の公立学校の教育財源圧迫を招くと批判される。

学校選択推進者からみれば、こうした財政的圧力こそが、教育の改善に向けた競争を促す原動力にほかならない。また、このような批判はチャータースクールの生徒も同じ公立学校生徒であることを忘れた議論であると反論する（なお、現実には「運営上の問題点」で述べるように、転校する生徒に付随してチャータースクールに移動する教育資金は部分的なものに過ぎない）。

ただし、チャータースクール制度は州教育支出の増大要因となっているのは事実である。なぜなら、第一に、チャータースクールは、一般公立学校在籍者だけでなく、私立学校生徒、ホームスクーリングの子供、中退者等、それまで州の財政的責任の外にあった生徒をも引き付けているからである。ハドソンインスティテュートが1995-96年度に実施した7州35校8,400人のチャータースクール生徒を対象とした調査によれば、生徒の出身元は、一般公立学校81%、私立学校8%、ホームスクーリング2%、中退者4%という結果であった¹⁸⁾。第二に、学区への州補助金は、多くの州で前年度在籍者数に基づいて計算され、チャータースクールへ転校した生徒が一年間は従前の学校でも重複してカウントされるためである。また、マサチューセッツ州は、生徒のチャータースクール転校によって歳入減となった学区に配慮し、3年間にわたりその補填措置をとることとしたが、これが州の財政支出増大を招くのは明らかである。第三に、州（または他の設置許可者）によるチャータースクールの設置許可、監督、チャーター更新といった事務についても相応の行政経費がかかるため、追加的コストが生じることは避けられない。

3) エリート学校の形成

チャータースクールは、優秀で意欲ある生徒と熱心な両親を誘引するため、教育困難な生徒や学校に関与する余裕のない貧しい家庭が取り残されると懸念される。

しかし、法律上チャータースクールには、入学時の生徒選別や差別が禁じられており（チャータースクールの立地する学区内居住者や、既に在籍する生徒の兄弟姉妹に対する入学の優先が認められる場合はあるが、入学決定は先着順またはくじに基づくのが一般的である）、特別教育、障害児教育も通常免除の対象とはされていない。

実際上も、チャータースクールはむしろ一般公立学校よりも多様で恵まれない生徒を集めていることが報告されている。前述のECSによる1995年の調査（49ページ）によれば、チャータースクールの過半数は、少なくとも部分的に中退等の危機にある生徒を対象とするものである。また、前掲のハドソンインスティテュートによる調査の結果、8,400人の生徒のうちマイノリティ生徒は63%（対象7州における平均は34%）、無料または減額給食の受給者は50%以上（同33%）であることが判明している。さらに、

1995-96年度にアリゾナ州のチャータースクールに通う生徒の両親を対象に実施した調査報告書では、チャータースクールには一般校と比べ成績が低く貧しい生徒が通っていることが指摘されている¹⁹⁾。

4) 公的責任性のあり方

公選の学校理事会を持たないチャータースクールは、ローカルコントロール（5ページ参照）の原則に反するうえ、公的資金で賄われるにもかかわらず州・地方の法令規則を免除され自由に運営されるため、公的責任性が薄いと批判される。

これに対しチャータースクール推進者は、子供の学習上の進歩という教育成果の如何にかかわらず存続が保証される一般の公立学校よりも、合意された成果が実証できなければ閉鎖されるチャータースクールの方が高い責任性を有すると反論する。つまり、伝統的な教育過程に対する政治的関与や規制を緩和し、教育結果への責任に重点を置くことにチャータースクールの存在意義があり、チャータースクールは顧客である生徒、両親に直接の責任を負うとともに、究極的に教育に関する権限を有する州に対してより大きな責任を負うと主張される。

ただし、チャータースクールの教育的有効性を一般校と比較するためには、州規模の共通教育基準と評価制度が整備されていることが必要であるが、こうした制度を有する州は少ないのが現状である。AFTは、かねてより公教育の質向上のための前提として、カリキュラム編成や教員研修の基礎となる明確な教育基準と評価制度の確立を訴えているが、AFTによる1996年の調査によれば、主要4科目（英語、数学、理科、社会）すべてにおいて、AFTが設定した最低ライン以上の教育基準を有する州は全米で15州に過ぎない²⁰⁾。チャータースクール法を有する25州中では、これに該当する州は8州に過ぎず、しかも25州中6州はチャータースクールに州教育基準制度への参加を義務付けていない²¹⁾。

こうした学業面の一般的教育基準だけでなく、多くの恵まれない生徒を抱えるチャータースクールに対しては、その特有性に配慮した成果判定基準（出席率・卒業率の向上、懲罰事件件数の減少といった客観的成果だけでなく、独立した学習態度、個人責任の理解、奉仕活動への参加といった主観的成果を含む）を設定することも課題となる。

さらに、チャータースクールが教育結果に対して責任を負うとしても、運営上の失敗によって学校が年度途中で閉鎖された場合、行き場を失う子供をどのように保護するか、あるいはそのような事態をいかに防ぐかといった点が問題となる。アリゾナ州では1996年11月、1校のチャータースクールが財政破綻に陥りチャーターが破棄された。同州教育省は、年一度の学校訪問を含むチャータースクール運営の監視制度を計画中であるが、その実施にあたってはチャータースクールの自律性を損なわないよう調和を図ることが課題である。

2 運営上の問題点

チャータースクールは、教育機関、公的団体であると同時にビジネスとしての性格を持つ。チャータースクールの運営者が、チャータースクールを設置するうえで最も重要な点として指摘しているのは、第一に学校のヴィジョン、使命を明確にすること、第二に計立案に十分な時間を費やすこと、第三にハードワークに備えることである²²⁾。

チャータースクールの成り立ちは様々であるが、設立、運営にあたっては次のような問題に直面している。

1) 資金不足

公立学校の財源は主として地方財源（学区の税金）と州補助金であるが（他に用途特定連邦補助金がある）、チャータースクールは、一般校と同じ立場でこの資金が利用できるわけではない。一般校以上に成果を示すことが要請されるチャータースクールには、逆に一般校よりも少ない資金しか交付されないため、絶対的な資金不足がチャータースクールの最大の問題となっている。州によって教育財政制度が異なり、チャータースクールへの資金交付方法も異なるが、次のとおり、教育資金の全額が一般校からチャータースクールへ転校する生徒に付随し移動するものとはなっていないのが現状である。

第一に、チャータースクールには、マサチューセッツ州を例外として、地方財源の使用は保証されていない²³⁾。ミシガン州、ミネソタ州においては、チャータースクールが受け取ることができるのは、州補助金部分のみである。カリフォルニア州、ルイジアナ州では、州・地方資金の全額が得られる可能性があるが、それは設置許可者との交渉次第である。また、最低限として州・地方資金の8割が保証されているコロラド州でも、超過部分の取得については設置許可者と交渉する必要がある。その他、学区を単位とした州・連邦補助金に関しては、チャータースクールはこれを受け取る資格がないという問題もある。

第二に、以上の資金交付は運営費に関してのものであり、施設、設備、補修に関する州・地方資金の使用権はチャータースクールにはない。その結果、学区と違い公債発行権限のないチャータースクールは、限られた運営資金を設備費に回さざるを得ない事態となる。それだけでなく、チャータースクール開設前には、教材購入、カリキュラム開発や教職員研修等への投資資金が必要であるにもかかわらず、資金交付は実際に学校が開設され生徒数が確定した後にずれ込むため、その間の資金繰りも問題となっている。

アリゾナ州は、1995年度において総額100万ドルのチャータースクール立ち上げ資金（start-up funds）を交付した。他州と比較すれば寛大な措置といえるが、州内の多数のチャータースクールに配分するには金額的に十分なものではない。

2) 施設の確保

学校の所在地は生徒の通学に影響を与え、施設の規模は受け入れ可能な生徒数に制約を

与えるが、既存の学校の転換ではなく、新規のチャータースクール設置の場合、学習に適した学校施設の選定確保は大きな課題である。とりわけ十分な設備資金を持たない小規模のチャータースクールでは、校舎建設は不可能であるため、商業施設等を教室としてリースするケースが多く、食料品店、低所得者用住宅、リクリエーション施設が教室に転用されることも珍しくない。また、設置許可を受けても施設確保に失敗し、開校にこぎつけることができずチャーターが破棄されるケースもある。

3) 専門知識、技術

学校区と比較し運営資金が少なく小規模のチャータースクールでは、少数の教職員が多くの業務を分担する必要に迫られる。また、チャータースクールは、教育関連法令の適用が免除されても、消防、安全基準等の多くの一般法令には従う義務があり、法律、会計、保険等の専門知識や、事業として成功するための企業技術も不可欠である。

アリゾナ州、カリフォルニア州、コロラド州、マサチューセッツ州のように、非営利の政策団体や全州規模のチャータースクール協会が、ある程度こうした分野に関する技術的支援を行っている州もみられる。

チャータースクール成功のためには、生徒及び両親の要望を満たすだけでなく、地域の各種団体（大学その他の非営利団体、学校区、企業等）との間に協力関係を築き、その資源、技術を共有することも重要と考えられる。

注釈／参考文献

第1節

1) Budde, Ray. *Education by Charter: Restructuring School District*. Andover, MA: The Regional Laboratory for Educational Improvement of the Northeast & Islands, 1988

参考文献（上記を除く）

Amsler, Mary and Lori Mulholland. "Charter Schools", *Policy Briefs*, 1992. San Francisco, CA: Far West Laboratory for Educational Research and Development

Sautter, R. Craig. "Charter Schools: A New Breed of Public Schools", *Policy Briefs*. Oak Brook, IL: North Central Regional Educational Laboratory. 1993

Millot, Marc Dean. *What Are Charter Schools?: Introduction to the Concept and the Statutes*. Seattle, WA: Institute for Public Policy and Management, University of Washington/RAND Institute for Education and Training. 1995

Budde, Ray. "The Evolution of the Charter Concept", *Phi Delta Kappan*, September 1996, pp72-73. Bloomington, IN: Phi Delta Kappa

自治体国際化協会ニューヨーク事務所「米国のチャータースクール - 自律と選択に基づく新たな教育改革の試み」自治体国際化フォーラムVol.72、1995年10月、pp54-57、財団法人自治体国際化協会

第2節

2) *Charter Schools Laws: Do they Measure Up?*, p11. Washington D.C.: AFT. August 1996

3) Mulholland, Lori A. "Charter Schools: The Reform and the Research", *Policy Brief*, March 1996. Tempe, AZ: Morrison Institute for Public Policy, Arizona State University

4) "Mich. University Revokes 14 School Charters", *Education Week*, January 15, 1997

5) "Breaking Away: The Charter School Revolution", *Education Week*, November 29, 1995

- 6) Bierlein, Louann A. *Existing Charter School Laws: Analysis of "Stronger" Components*. July 27, 1995
- 7) *Charter School Statistics*. Washington D.C.: The Center for Education Reform
- 8) 統計 : Ibid., *Charter School Statistics* / 州法分類 : Louann A Bierlein
- 9) カリフォルニア、コロラド、マサチューセッツ、ミネソタ、ミシガン、ニューメキシコ、ウィスコンシンの7州。 *Charter Schools: What are they up to?*, pp9, 13. Denver, CO: ECS/Minneapolis, MN: Center for School Change, Humphrey Institute of Public Affairs, University of Minnesota. August 1995
- 10) "Charter School Approvals & Charters - Grade Levels" *Charter Schools Handbook*. Arizona Department of Education. August 1995
- 参考文献（上記を除く）
- Bierlein, Louann A. and Lori Mulholland. "Comparing Charter School Laws: The Issues of Autonomy", *Policy Brief*, September 1994, Morrison Institute

第3節

- 11) *Charter Schools: A Growing and Diverse National Reform Movement*, p1. U.S. General Accounting Office, January 1995
- 12) "The 27th Annual Phi Delta Kappa/Gallup Poll of the Public Attitudes Toward the Public Schools", *Phi Delta Kappan*, September 1995, p46
- 13) Washington D.C.: The Center for Education Reform. なお、この問いでは、チャータースクールに関し「教師、両親または地域グループによって開設される公立学校。健康、安全、差別関連を除き規制を免除され、両親の選択に開かれている」と説明されている。
- 14) Ibid., *Charter Schools Laws: Do they Measure Up?*, p27/*Statement on Charter Schools*, p4. Washington D.C.: NEA
- 15) "NEA Seeks to Help Start Five Charter Schools", *Education Week*, April 24, 1996
- 16) Finn, Chester E. et al. *Charter School in Action: What Have We Learned?* Indianapolis, IN: Hudson Institute. 1996/Nathan, Joe. *Charter Schools: Creating Hope and Opportunity for American Education*, p3 San Francisco, CA: Jossey-Bass Publishers. 1996
- 17) アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、デラウエア、ルイジアナ、マサチューセッツ、ミネソタの7州。 Nathan, Joe and Power Jennifer. *Policy-Makers' Views on the Charter School Movement*. Minneapolis, MN: Center for School Change. April 1996
- 18) Ibid., Finn, Chester E. et al. 対象州は、アリゾナ、カリフォルニア、コロラド、マサチューセッツ、ミシガン、ミネソタ、ウィスコンシン
- 19) Gifford, Mary. *Arizona's Charter Schools: A Survey of Parents*, pp6,9. Arizona Issue Analysis #140. Phoenix, AZ: Goldwater Institute. April 1996
- 20) *Making Standards Matter 1996*, p13. Washington D.C.: AFT. August 1996
- 21) Ibid., *Charter Schools Laws: Do they Measure Up?*, pp13-14
- 22) Ibid., *Charter Schools: What are they up to?*, p30
- 23) Bierlein, Louann A. *School Financing & Charter Schools: Is the Money Really Following the Students?*, p1. Denver, CO: ECS. February 1996
- 参考文献（上記を除く）
- Nathan, Joe. "Possibilities, Problems, And Progress", *Phi Delta Kappan*, September 1996, pp18-23
- Bierlein, Louann A. *Issues Frequently Raised by Charter School Critics*. April 1995
- Millot, Marc Dean and Robin J. Lake. *So You Want to Start a Charter School? Strategic Advice for Applicants: Recommendations from an Expert Workshop*. Institute for Public Policy and Management/RAND Institute, October 1996
- McCotter, Sage. "Charter Schools", *Issue Brief*, September 1995. Denver, CO: Information Clearinghouse, ECS
- Charter Schools: New Model for Public Schools Provides Opportunities and Challenges. U.S. General Accounting Office. January 1995

チャータースクールは、理論どおりその競争原理によって現行の公立学校システムを刺激し、公教育全体を改善する触媒となりうるであろうか。あるいは公教育制度に混乱をもたらす一過性の流行に終わるであろうか。ミネソタ州で最初のチャータースクール法が成立して以来6年近くが経過したが、今日運営中のチャータースクールの大半は1～2年の実績を持つに過ぎない。チャータースクールの教育改革における有効性について明確な判断を下すには時期早尚というのが、チャータースクール推進者を含む多くの識者の見解である。長期的には学習成績において、チャータースクールの生徒が一般校の生徒を上回るか否かが問われるとしても、確立した国家教育基準がなく州レベルの教育基準も不完全な現状では、生徒の置かれた社会的経済的条件をも加味した客観的な評価基準を開発するには一層の困難が予想される。

しかし、それぞれ独自の教育理念を有するチャータースクールが、入学待機者を生むほど生徒を引き付けている現状に注目すれば、少なくともチャータースクールは従来の公立学校とは異なる選択肢を提供し、生徒の多様なニーズに応えることに成功しているということができる。チャータースクールには、改革を妨げる法令規則の束縛から解放され、人的経済的資源の配分を自由に決定し、革新的な教育手法を試みる柔軟性が付与されるが、このような教育プログラム自体の革新性よりも、むしろ小規模で家族的な雰囲気、個人に応じた教授、明確で焦点が絞られた学校の使命と目標、それに共感を抱いて集まった教職員と両親の協力といった学習環境の違いが、教育成果にインパクトを与える可能性は高い。

チャータースクールは、教育ヴァウチャーや公教育の民間化（民間委託）よりも受け入れやすい改革手法として、今後も他州に波及することが予想される。その学校数、生徒数がどこまで増加するかは予測し難いが、チャータースクールの急成長の背景には、居住地による教育格差、公教育の現状に対する不満という実態だけでは説明できないものがある。それは、公教育への住民参加という米国の伝統と、米国民の独立心、企業家精神であり、これらが結び付いたエネルギーがチャータースクール設立の原動力となったとみることができよう。

本レポートの執筆にあたっては、州、地方、学校の教育関係者及び大学、政策機関の研究者等から貴重なコメント及び情報の提供を得た。現在進行中の流動的な改革の核心を把握するには、各方面の生の声に接することが何よりも重要であったが、その過程を通じて強く感じたのは人々の教育に対する熱意であった。改革の枠組みが存在してもそれを活用し支える人々の熱意、情熱なしには成果が生まれないことはいうまでもない。それは人的要素が大きな比重を占める教育の分野においてはなおさらであるとの感を深くした。

最後に取材を通じ多大な協力をいただいた方々の名を記し、感謝の意を表したい。

取材協力者

教育制度一般

H. Aaron Bell, Committee Director, National Conference of State Legislatures, Washington D.C.
Joan A. Buckley, Associate Director, Education Issues Department, American Federation of Teachers
Susan Carlson, President, ETS Education, Inc., AZ
Jules Linden, Principal, Middle School 54, NY
Mike Hughes, Manager, Constituent Services, Arizona Department of Education
Theodore S. Sergi, Connecticut Commissioner of Education

学校選択関係

Judy Budd, Principal, Public School 145, NY
Patrice A. McCarthy, Deputy Director, Connecticut Association of Boards of Education, Inc.
Laurette Young, Coordinator, Parent Information Center, White Plains School District, NY
Barbara Zohn, Enrollment Options, Minnesota Department of Children, Family and Learning

民営化関係

John M. McLaughlin, Editor, The Education Industry Report, St Cloud, MN
Michael R. Sandler, EduVentures, Inc., Boston
Stephanie S. Lightfoot, President, Hartford Board of Education
Ted Carroll, Hartford Board of Education
Rick Green, Staff Writer, Hartford Courant
Bill Doherty, Community Resource Director, Boston Renaissance Charter School
John C. Eason, Partner, Alternative Public Schools, Inc.

チャータースクール関係

(連邦政府)

Jonathan H. Schnur, Special Assistant to the Deputy Secretary, U.S. Department of Education
(州政府)

Kathryn Kilroy, Associate Superintendent, Arizona Department of Education
Mary Gifford, Executive Director, Arizona State Board for Charter Schools
Kathi Haas, Director of Charter School Administration, Arizona Department of Education
William Windler, Accreditation Senior Consultant, Colorado Department of Education
Scott W. Hamilton, Massachusetts Undersecretary of Education for Charter Schools
C. Danford Austin, Associate Superintendent, Michigan Department of Education
Senator Ember Reichgott Junge, Minnesota State Senator
Peggy Hunter, Minnesota Department of Education/Charter Schools Strategies, Inc.
Jeffrey Briggs, Financial Management, Minnesota Department of Education
Thomas Stefonek, Director, Budget and Data Management, Wisconsin Department of Public Instruction
(学校/学校区)
Marilyn Burbach, Executive Director, Villa Montessori School, AZ
Ray Cooper, Director, Career Development, Inc., AZ
Mark Francis, President, Arizona School for the Arts, AZ
Raymond Jackson, Principal, ATOP Academy, AZ
Colette McNally-Cruz, Director of Prevention, Boys and Girls Club of the East Valley, AZ
Carol Ann Sammans, School Facilitator, EduPreneurship, AZ
Roy A. Sandoval, Director of Curriculum, Payson Unified School District #10, AZ

Rexford Brown, Executive Director, P.S. 1 Charter School, CO
Melinda Windler, President, Governing Board, Academy Charter School, CO
Kevin Andrews, Head Master, Neighborhood House School, MA
Frederick J. Borowski, Principal, University Public School, MI
Dan Diedrich, Horizons Community High School, MI
Dean Lind, Minnesota New Country School, MN
Offie L. Hobbs, Principal, Middle School 2000, WI
(研究機関／民間団体)
John Kakritz, Executive Director, Arizona Charter Schools Association
Lori A. Mulholland, Senior Research Specialist, Morrison Institute for Public Policy, Arizona State University
James W. Griffin, Executive Director, Colorado League of Charter Schools
Connie L. Koproicz, Education Policy Specialist, National Conference of State Legislatures, Denver
Alex Medler, Policy Analyst, Education Commission of the States, Denver
Linda Brown, Director, Charter School Resource Center, Pioneer Institute for Public Policy Research, Boston
Thomas Watkins, Director, Detroit Center for Charter Schools
Ted Kolderie, Center for Policy Studies, St. Paul
Joe Nathan, Director, Center for School Change, Humphrey Institute of Public Affairs, University of Minnesota
Louann A. Bierlein, Education Reform Policy Analysis & Facilitation Services, Baton Rouge
Jeanne Allen, President, The Center for Education Reform, Washington D.C.

CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 141 号	米国の公教育改革とチャータースクール -公教育の選択・分権・民営化-	1997/3/31
第 140 号	デンマークの地方行財政制度 -地方分権を支える税財制度の概要-	1997/3/24
第 139 号	1996 米国大統領選挙	1997/3/24
第 138 号	シンガポールの教育制度	1997/3/17
第 137 号	グレーター・モントリオール地域の現状と再編成試案	1997/3/17
第 136 号	日韓修学旅行の現状と今後の展望について	1997/2/28
第 135 号	ドイツにおける外国人政策をめぐる諸問題	1997/2/28
第 134 号	アメリカの交通体系と土地利用計画	1997/2/14
第 133 号	オランダにおける移民労働者等統合化政策	1997/1/31
第 132 号	韓国の住民登録制度について	1997/1/31
第 131 号	シンガポールの行政機構 -運輸・通信行政を中心に-	1997/1/31
第 130 号	オーストラリアにおけるボランティア活動の現状	1997/1/31
第 129 号	民願事務処理制度	1997/1/16
第 128 号	英国の国家予算と地方団体 -構造と編成過程、1996年度予算案の概要-	1996/12/25
第 127 号	韓国地方公務員の人事制度について	1996/12/25
第 126 号	英国（イングランド）の継続的成人教育	1996/12/24
第 125 号	アメリカの州・地方政府の経済政策 -6州の企業誘致政策を中心に-	1996/11/22
第 124 号	イギリスにおけるアイデンティティ・カードをめぐる議論と共通番号制度	1996/10/31
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 122 号	大韓民国の第 15 代国会議員総選挙について	1996/9/17
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 120 号	米国におけるボランティア活動 -その理念と実態-	1996/8/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 -グラウンドワークの理念と実践-	1996/5/15
第 117 号	英国の新交通システム -Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 116 号	米国における国家都市捜索救助システム -FEMA と US & R 隊-	1996/3/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 112 号	英国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 111 号	大韓民国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8

CLAIR REPORT 各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.or.jp> をご覧下さい